

愛南町●●地区規約（モデル案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この地区は、区域内の住民相互の連絡、生活環境の整備、福祉の増進、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動に努めるとともに、行政との協力を図り、明るく住み良いまちづくりを行うことを目的とする。

（名称）

第2条 この地区の名称は、●●地区と称する。（以下「地区」という。）

（事務所）

第3条 地区の事務所は、愛南町●●××番地に置く。

（事業）

第4条 地区は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 会員相互の親睦に関する事。
- （2） 会員の福利厚生に関する事。
- （3） 地区内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- （4） 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事。
- （5） 所有する資産又は受託した施設の管理及び運営に関する事。
- （6） 地域の将来計画の作成に関する事。
- （7） その他地区の目的達成に必要な事項。

第2章 会員

（会員資格）

第5条 地区の会員は、●●地区の居住者をもって構成する。

2 地区の区域内に住所を有するすべての個人は、会員となることができる。

（入会）

第6条 地区の会員に加入しようとする者は、区長に書面又は口頭で届出するものとする。

2 地区は、会員資格を有する者が加入を希望する場合は、正当な理由なくその加入を拒否してはならない。

3 地区は、自治会の区域に入居した世帯があったときは、その世帯にこの地区の趣旨を説明し、加入の案内をするものとする。

（脱退）

第7条 会員の脱退は、次のとおりとする。

- （1） 会員から区長に申出があったとき。
- （2） 会員が死亡したとき。
- （3） 会員が区域内に居住しなくなったとき。

第3章 役員

(役員の種類)

第8条 この地区に次の役員を置く。

- (1) 区長 1名
- (2) 副区長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 監事 〇名
- (5) 常会長 〇名

(役員を選任)

第9条 区長、副区長、会計、監事は、総会において出席者の投票により会員の中から選出する。なお、選挙の方法は別に定める。常会長は、各単位会員の中から選出する。

(任務分掌)

第10条 役員の仕事分掌は次のとおりとする。

- (1) 区長は、地区を代表し、会務を統括する。
- (2) 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、地区の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、地区の業務及び会計事務を監査する。
- (5) 常会長は、常会をまとめ、代表して会務に協力する。

(任期)

第11条 役員（常会長を除く）の任期は〇年とし、再任を妨げない。

2 常会長の任期は〇年とする。

3 任期途中で就任した役員の仕事分掌は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第12条 地区の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、地区の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とし、すべての会員をもって構成する。

3 役員会は、監事を除く第8条の役員をもって構成する。

(召集)

第13条 定期総会は、年〇回開催する。

2 臨時総会は、会員の3分の1以上の請求があったとき、又は役員会において総会開催の議決があったときに、区長が召集する。

3 役員会は、必要に応じ、区長が召集する。

(議決事項)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 会計決算の承認
- (3) 資産の取得及び処分承認、資産管理報告の承認

- (4) 事業計画の承認
- (5) 区費の改定の承認
- (6) 予算の承認
- (7) 規約の改正
- (8) 役員の選出
- (9) その他地区の重要事項に関すること。

(成立要件並びに議長及び議決)

第15条 会議は、構成員の2分の1の出席をもって成立する。ただし、やむをえない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。

2 総会の議長は、会員の中から選出し、役員会は区長が議長となる。

3 会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第5章 会計

(会計年度)

第16条 地区の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(収入)

第17条 地区は、次の収入により運営する。

- (1) 区費
- (2) 寄附金
- (3) 補助金
- (4) その他

(区費)

第18条 区費の額及び納入方法は、毎年会計年度ごとに別に定める。

2 会員に特別の事情がある場合は、区費を減免することができる。

(支出)

第19条 支出は、総会で議決された予算に基づき地区の目的に沿って行う。

(会計及び資産帳簿の整備)

第20条 地区の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧をさせなければならない。

第6章 会計監査

(監査報告)

第21条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、その結果を総会に報告する。

第7章 資産

(資産の構成)

第22条 地区の資産は、区長が管理するものとする。ただし、重要な資産の取得及び処分は、あらかじめ総会の議決を得なければならない。

- 2 地区の資産の状況を明らかにするため、資産台帳を整備する。
- 3 第 20 条の規定は、前項の台帳に準用する。

第 8 章 解散

(解散)

第 23 条 この地区を解散しようとする場合は、総会の出席構成員の 3 分の 2 以上の賛成により、決定するものとする。

第 9 章 雑則

(細則)

第 24 条 区長は、この規約の施行に当たって必要がある場合は、細則を定めることができる。

- 2 区長は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

(その他)

第 25 条 この規約に定めがない事項について疑義が生じた場合は、役員会で諮り、決定するものとする。

附 則

この規約は、 〇年〇月〇日から施行する。